【議事１】

佐倉市空家等対策協議会の運営について（案）

（会長及び副会長）

１ 佐倉市空家等対策協議会に会長及び副会長を置く。会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

２ 会長は、会務を総理し、佐倉市空家等対策協議会を代表する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

１ 佐倉市空家等対策協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２ 佐倉市空家等対策協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３ 佐倉市空家等対策協議会の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４ 佐倉市空家等対策協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

５ 前各項の規定にかかわらず、会長が軽微な案件であると認めるとき又は会議を開催する暇がないとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面による協議をもって会議の議決に代えることができる。

６ 会議は原則として公開とし、会議終了後は会議録を作成の上、市民の閲覧に供するものとする。ただし、個人情報を扱う場合には、非公開とする。なお、傍聴者に対する傍聴要領は、次のとおりとする。

【議事１】

傍　聴　要　領

佐倉市空家等対策協議会

１　傍聴手続

（１）　傍聴の受付は、当日、会場で先着順に行い、定員を定めた場合は定員になり次第、受付を終了します。

（２）　傍聴の受付は、会議開始１５分前から会議開始までとします。

２　会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

（１）　静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。

（２）　発言、質問等はしないでください。

（３）　スマートフォン、携帯電話その他これらに類する機器は使用しないでください。

（４）　写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。

（５）　張り紙、プラカード等を携帯しないでください。

（６）　はち巻、腕章等を着用しないでください。

（７）　その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

３　会場の秩序維持

（１）　会長及び職員の指示に従ってください。

（２）　傍聴人が上記２のことをお守りいただけない場合は、会長が注意し、なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。